

パーティー業務委託契約書

委託者 (甲)

受託者 (乙) Café & Lounge SHAVA LIVIA

第1条 (契約内容)

甲は乙に対し、別紙申込書記載の日時・店舗・条件等の下、パーティー業務を行うことを委託し、乙はこれを受託した。

第2条 (パーティー業務の内容)

乙は甲に対し、甲の設定する予算の範囲内において、フード・ドリンクのプランを作成し、これをパーティーにおいて甲に提供する。
但し、甲が当初プランの範囲を超えた追加注文等を行う場合は、別途追加料金が発生し、甲は乙に対し、これも併せて支払う。

第3条 (乙によるパーティー中断指示等)

- 甲は、飲食物・危険物・動物のほか、乙が指定した物品等を会場内に持ち込むことができない。
- 乙は、甲による前項違反を発見した場合のほか、パーティー会場内で事故等が発生した場合には、何時でもパーティーを中断ないし中止させることができ、甲は乙の指示に従わなければならない。これらの場合、甲は乙に対し、パーティーが最後まで行われた場合と同額の料金を支払わなければならないものとする。

第4条 (パーティー最終人数の確定)

甲は乙に対し、パーティーの最終人数を開催日の7日前までに連絡しなければならない。期日までに甲から連絡がない場合には、別紙申込書に記載の人数を以て最終人数とみなす。

第5条 (最終人数分を最低額とする支払義務)

- パーティー当日の参加人数が前条の最終人数に満たない場合であっても、甲は乙に対し、前条の最終人数分の料金を支払わなければならない。
- パーティー当日の参加人数が前条の最終人数を超過した場合には、最終人数分の料金に加え、超過した人数分の料金を支払わなければならない。

第6条 (時間超過の場合の追加料金)

- 甲のパーティー終了時が、別紙申込書記載の終了時間を超過した場合には、甲は乙に対し、超過15分毎(15分未満の超過も15分超過とみなし、15分を超え30分未満の超過は30分超過とみなし、以降同様とする。)に、最終人数分の料金(税抜総額)の10%に相当する金額、及びこの金額に対する消費税を追加料金として支払わなければならない。
- 甲及び甲の関係者がパーティー会場からの撤収を完了した時点を以て、前項のパーティー終了時とする。

第7条 (解約金)

甲は乙に対し、パーティーの解約の際には、以下のとおりの解約金を即時に支払わなければならない。但し、甲が乙に対し内金を支払済である場合これは解約金に充当されるものとする。

- 60日前から30日前・・・パーティー料金総額の30%
- 30日前から7日前・・・パーティー料金総額の50%
- 7日前から前日・・・パーティー料金総額の80%
- 当日・・・パーティー料金総額の100%

第8条 (パーティー時の事故等の責任)

- パーティー開催時において、甲及びその関係者が負傷・盗難等に遭った場合においても、乙は甲に対し、何らの責任も負わないものとする。
- パーティー開催時において、甲及びその関係者が乙の店舗・設備・備品等を破損して損害を発生させた場合には、甲は乙に対し損害の全額を賠償しなければならない。

第9条 (信義誠実義務)

本契約書に定めのない事項について争いが生じた場合には、信義誠実の原則に基づき、甲乙協議して解決する。

本契約書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通ずつを保有する

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町403 FISビル1F

氏名 Café & Lounge SHAVA LIVIA (シャバリバ)

印